

# 令和5年度司法精神医療等審判体制確保事業一式実施要綱 (精神保健判定医等養成研修)

## 1 目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令(平成16年厚生労働省令第150号。以下「省令」という。)第7条の規定に基づく精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の実施を通じて、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)による鑑定や審判に携わる人材の資質能力の向上及び均てん化を図り、より質の高い審判体制を確立し、医療観察法の円滑な運用に資することを目的とする。

## 2 事業内容

### (1) 精神保健判定医等養成研修

#### ア 精神保健判定医養成研修

##### (ア) 研修内容

別添「司法精神医療等に係る研修内容」による。

##### (イ) 対象者 200名程度

本研修を受講することにより、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成16年政令第310号。以下「政令」という。)第2条第1項第2号イの要件を満たし、精神保健判定医となる予定の者

#### イ 精神保健参与員候補者養成研修

##### (ア) 研修内容

別添「司法精神医療等に係る研修内容」による。

##### (イ) 対象者 200名程度

本研修を受講することにより、政令第3条第1項第2号イの要件を満たし、精神保健参与員候補者となる予定の者

※受講者の募集に関しては、関係行政機関、保健福祉関係団体等と連携を図り、本件研修の開催を広く公表し、参加者を募ること。

### (2) 研修及び研修企画委員会の回数及び期間について

履行期間内において、研修については2回以上、研修企画委員会(15名程度)については1回以上行うこと。

※謝金については、1人1回17,700円を支払うものとする。ただし、他に諸謝金に関する規定があり、厚生労働省が適切と認める場合は、これに基づき支払うことができる。

※旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年4月30日法律第114号)」及びそれに準ずる規定に基づき支払うものとする。

※講師及び委員への謝金・旅費の支払いは別途精算払いとする。

## 3 その他

### (1) 本事業を円滑かつ効率的・効果的に実施するため、関係行政機関、保健福祉関係団体等と連携を図り、協力体制を整備すること。

- (2) 事業の実施に当たっては、必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室と協議し、指示を受けるものとする。
- (3) 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の課程を修了した者には、省令第15条第1項に定める修了証を交付するものであること。
- (4) 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を実施した時は、その終了後2週間以内に、(3)で修了証を交付した者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室に提出すること。

(別添)

## 司法精神医療等に係る研修内容

研修項目	精神保健判定医等養成研修							
	時間数 初回	判定医 初回	時間数 継続	判定医 継続	時間数 初回	参与員 初回	時間数 継続	参与員 継続
	22		6		22		6	
1. 心神喪失者等医療観察法に関する法律及び精神保健福祉行政概論	2.5	○			4	○		
2. 心神喪失者等医療観察法に関する法令及び実務	2	○			2	○		
3. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療及び実務	8	○	3	○	5	○	1.5	○
4. 司法精神医学	2.5	○			2.5	○		
5. 心神喪失者等医療観察法に基づく地域社会における処遇	4	○			4	○		
6. 心神喪失者等医療観察法に関する事例研究	3	○	3	○	4.5	○	4.5	○